

愛媛県教育委員会10月臨時会会議録

1 開会の日時及び場所

平成22年10月28日（木）午後1時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子

委員 西田真己 教育長 藤岡 澄

4 欠席委員

委員 関 啓三

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 保木俊司

指導部長 福本純一

文化スポーツ部長 荒本 司

教育総務課長 名智 満

義務教育課長 越智眞次

高校教育課長 竹本公三

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後1時30分開会を宣する。

委員長 その他の協議案件の平成22年度11月補正予算案について及び教育委員会関係の条例の一部改正案（4件）については、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件であるが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開とする旨宣する。

(2) その他

委員長 いずれの協議案件も関連する内容であることから、一括して説明を求めることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

平成22年度11月補正予算案について

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

教育職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

副教育長 愛媛県議会11月臨時会に提案予定の平成22年度11月補正予算案の教育委員会所管分について、概要を説明する。

教育総務課長 愛媛県人事委員会の勧告に基づき、県の財政状況を踏まえて講じていた教育長及び教育職員の減額措置の内容について見直しを行うための、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、及び平成22年12月以降に支給する教育長の期末手当及び勤勉手当について、支給月数の引き下げを行うための、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

高校教育課長 愛媛県人事委員会の勧告に基づき、教育職員の給料表を改定するとともに、期末手当及び勤勉手当について支給月数の引き下げを行うための、教育職員の給与に関する条例の一部改正について、及び平成17年度の改正による給料の切替えに伴う経過措置として現給保障を受けている者について、当該現給保障額の減額を行うための、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

委員長 人事委員会の勧告と報告との違い及び今回の条例改正等との関連について質問する。

教育総務課長 勧告については給料表等の見直しに関するものであり、今回で言えば912円、0.23%の官民格差の解消に向けて給料月額を引き下げることなどである旨、及び報告については2年連続の給料表引下げ等を踏まえ、給与カットの見直しを求められていたものである旨説明する。

伊藤委員 教育長の給与カットについて、現行の15%カットから12%カットに変更となるのか質問する。

教育長 15%カットが3%緩和されて12%カットとなる旨及び知事については25%カットを継続、副知事以下の特別職は3%の緩和となる旨説明する。

委員長 厳しい財政状況の中、県が独自に行ってきた給与カットが緩和されることから、予算の減額要求もやむを得ないと思う旨意見を述べる。

伊藤委員 人事委員会の勧告は、他県の状況も参考とするのか質問する。

高校教育課長 人事委員会は、独自に県内企業等を調査して勧告しているものと認識している旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 すべての協議案件について了承する旨宣する。

(3) 閉会

委員長 午後 2 時00分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。